

# **京都府知事西脇隆俊殿**

## **いじめ調査委員会による調査結果についての所見**

### **1.はじめに**

京都府西脇知事をはじめ、調査委員会の方々、本問題に関わり支援していただきました方々に保護者から被害生徒を代表しまして深く感謝し、お礼を申し上げます。

### **2. 京都府再調査委員会による調査報告書の内容についての見解**

「京都府いじめ調査委員会による報告書」(以下「答申」)についての見解は以下の通りになります。

#### **1)答申P9~10 本件行為「いじめ」該当性について(2)判断**

保護者及び被害者本人からの発言を持って「いじめ」認定となった点について、保護者及び被害者本人の主張が認められた事として評価できる。

しかし、平成29年から令和3年までいじめを認められるまでこれだけの期間かかったのは、絶望でしかない。

本事案があった平成29年10月から学校と教育委員会にもいじめ重大事態の調査するよう訴えてきたが今に至るまで被害者本人に寄り添わず、いじめ調査もせず放置し続けた。いじめ被害者が放置されたということは、学校の教職員が無視したことを意味する事となる。決して許される行為ではない。

学校、教育委員会は、保身のために隠蔽し、被害者を放置した事は、いじめ防止対策推進法及び文部科学省のいじめガイドラインに反している。

## 2)答申P10～11 本件行為の「重大事態」該当性について(2)判断

いじめ重大事態が認定されないのは誠に遺憾である。

答申には、本件行為は、「いじめ」に該当し、生徒Aの心身に苦痛・負担が生じたことは理解できるものの、生徒Aが実際に病院に行ったのは一度に留まる上、保健室での対処もシップの張り替えのみであった。また生徒Aは、また本件行為の翌日である平成29年10月17日は欠席しているが、その翌日である同月18日には通学を再開している。

他方で本件行為により怪我をしたとの診断書はあるものの、生徒Aに後遺障害が残存しているといった所見はなく、また生徒Aに希死念慮も認められない上、実際に自傷行為に及ぶなどして生徒Aの生命身体に重大な影響が生じたという事実も見受けられないとあるが、この調査結果に対しては再調査をし、審議するよう求める。

いじめを認定しているにもかかわらず、重大事態を認めない結果をだすのは遺憾である。

病院に行ったのは一度のみでシップの張り替えのみだけなら重大事態にならないと結論出すのは納得できない。

診断書もあり、3箇所の怪我を負っているのに後遺障害や自傷行為がなかったら重大事態にならないというのは納得できない。

いじめで怪我をしているのは認定しているのに重大事態を否定するのか憤りを感じる。

重大事態の認定に関してはもう一度審議するよう要望する。

## 3)答申P12～13 本件学校の対応についての評価 ア～イ

保護者及び被害生徒に寄り添った結果を出していただけたのは評価できる。

学校、教育委員会がどんなに残酷な対応をしてきたのかと思うと絶望しかない。

現場を管理する管理職が答申に記載されているよう、警察に任せる判断をし、いじめを放置し、被害者の人権すら守れないのは許されない。

1回目の会議の開示資料には「母親による過度な要求の可能性」などが記載されている。

この開示資料の起案者は副校長になっている。

いじめを訴え加害者との接触を防いで早急にいじめの調査をするように求めるのは当然の事であり、それを「過度な要求」と捉えて、いじめはなかった事にするような事が許されることではなく誠に遺憾である。

答申には、校長は、「いじめと頭がよぎらなかった」と述べているとあるが、本件行為があった平成29年には保護者からいじめ重大事態の申し立てを学校に対して行っており、校長にも直接いじめ申し立てをし、調査するよう申し立てを行っている。

保護者から申し立てがされていても「いじめと頭がよぎらなかった」というのは保護者のいじめ申し立てを無視し、被害者を放置をしたという事になる。

管理責任を果たさなければならない校長が「いじめと頭がよぎらなかった」という発言をしたこと絶望する。

教職員に指導や教育する校長がいじめを放置し、いじめをなかった事にするのは、組織ぐるみの隠蔽であり、杜撰な対応されてきたことに怒りしかない。

#### 4)答申P17~18 教育委員会の対応についての評価 ア~イ

保護者及び被害生徒に寄り添った結果を出してもらったのは評価できる。

教育委員会にも本件行為があった平成29年に教育委員会にいじめ重大事態の申し立てをおこなかった。

教育委員会担当課の指導主事から「第三者委員会を検討します」と回答があったが、第三者委員会は設置されずに1年8ヶ月放置された。

平成31年2月、本件行為から1年8ヶ月経って何の説明もなく教育委員会担任課の指導主事から「文章を送るのでそこに本件事案の事を詳しく書いて送りかえしてください」といわれた。

何度も同じ話をしていたが改めて詳しい経緯を書いて指示通り送付した。

これがいじめ重大事態の申し立てにされたのは悪質で絶望した。

同年4月には校長、教育委員会担任課の指導主事は移動になり、事情を全く知らない新校長と教育委員会担当課の新指導主事で本件行為から1年8ヶ月後に調査に着手した事にも絶望でしかない。

#### ○第三者委員会報告書(答申)を受け教育委員会に対しての要望

1. 第三者委員会の答申を受けいじめ認定がされ、学校、教育委員会の放置が認められたことに対し、本件事案を放置した前校長、前副校長、当時の担任、教育委員会は、幅広く周知してもらうため、記者会見を開き、事実を認め謝罪し、説明するよう求める。
2. 前校長、前副校長、当時の担任、教育委員会課の担当者は、いじめがあった事実を認め、被害者に直接謝罪するよう求める。
3. 本件事案に対し、加害者及び保護者にいじめが認められたことを説明し、謝罪をさせるよう求める。
4. 本件事案を放置した前校長、前副校長、当時の担任、教育委員会担当課に対し、安全配慮義務違反か精査し、適切な処分を求める。

この意見を放置せず、すみやかに実行していただくようお願いいたします。

上記のことが実行された上で今後の対応を検討させていただきます。

教育委員会の被害者及び保護者への対応や個人情報開示に対する杜撰な対応については、京都府知事及び教育長宛に資料を添付して後日詳しく意見書を送らせていただきます。

#### ○答申の公表について

答申については、であることや学校・被害者個人名が特定されない形での公表を希望します。また公表の際には、事前に保護者及び被害生徒への確認をお願いします。  
以上

被害生徒保護者 

令和3年6月9日